

平成29年度 第3回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日 時 : 平成29年11月20日(月) 14:00~15:00
場 所 : 安城市役所 第10会議室
出席委員 : 市川委員、小鹿委員、小森委員、村田委員、嶺崎委員、篠田委員、榊原委員
岩井委員、重田委員、大見委員、手島委員、船尾委員、石原委員(13名)
事務局 : 三星市民生活部長、牧市民協働課長、澤田市民協働課長補佐、満島、神尾
江口(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)(記)
欠席委員 : 大澤委員
傍聴者 : なし

1 今回の会議の目的

- ・パブリックコメントに公表するための第4次安城市男女共同参画プラン(案)の承認
- ・パブリックコメントの実施(案)の承認

2 議事録

(1) 開会あいさつ

市民協働課長:

皆様、こんにちは。本日の委員の出席状況ですが、大澤委員から欠席の連絡をいただいております。委員の出席状況は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定しています委員の過半数以上に達しておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

事務局:

それでは、ただいまから平成29年度第3回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

〈市民憲章唱和〉

事務局:

今回より1名の方が新しく委員になりましたので、ご紹介いたします。安城市教育委員の船尾恭代委員です。

委員:

よろしく申し上げます。

事務局:

また、第4次安城市男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様に同席いただいておりますので、併せてご報告いたします。

(2) 会長あいさつ

事務局:

榊原会長より、ごあいさつをお願いいたします。

会 長:

皆様こんにちは。お忙しい中、また寒い中お集まりいただきありがとうございます。第4次プランのこの審議会も最終を迎えますが、これまでの皆様の率直なご意見、鋭い指摘をいただきまして、良きものになってきたかと思われまます。今後は実践、成果が問われますが、これからは皆様には折に触れてご意見を伺うことになるかと思ひます。目標達成のためにそれぞれの立場でご尽力、お力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。先だって「女性活躍推進フォーラム」が開催されました。市川委員：と石原委員がご活躍されたようです。お疲れ様でした。選挙と重なり行く事ができず申し訳ありませんでした。このようにご活躍される方を見るととても嬉しく思ひます。それでは本日の審議の程よろしくお願い申し上げます。

(3) 議題

事務局:

では、議題に入らせていただきます。ここからの進行は、榊原会長にお願いいたします。

(ア) 第4次男女共同参画プラン（案）について

会 長:

では、議事を進めます。(1) 第4次男女共同参画プラン（案）について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、資料1、資料1-1、資料1-2、資料3に基づき説明〉

会 長:

ありがとうございます。それではお気づきの点がございましたらお願いします。

委 員:

資料3の No. 3の回答を見ると、利用率が低いので良いという書き方です。私は対象者ではないので安城市で病児保育をしていることを知りませんでした。対象となる人は病児保育について認知されているのでしょうか。それでこの利用率なののでしょうか。担当課で再度検証願ひます。近くに祖父母がいるとか、病気の子どもを預ける事に抵抗があるという理由も考えられますが、私が感じているニーズはもっと高く、しかし知らないために利用率が低いのではないかと懸念しています。

会 長:

今のお話ですが、一昨年初めてその施設に行きました。まだ知名度は低く、どうしてもという時に預けられる事を知らない方が多いのは本当の事だと思います。施設をPRする事が大切ではないでしょうか。

委 員:

預けるには診断書が必要で、受け入れ人数も少なく、親が諦めて休みを取っているのが実態です。病児施設は医者や看護師を配置する必要があり、それがひとつだけで預かり上限が4人なので、よほどひどい状況、親がどうしても休めないという時にしか預けられません。診断書提出がハードルを高くしており、その辺に原因があるように思います。

36 ページ No. 37 「病児・病後児保育実施園数」と記載されていますが、いきなり園を増やすことは難しいのではないのでしょうか。まずは人数を増やしてから園を増やしていくのがいいかと思っています。

事務局:

病児保育以外の一時保育等いろいろな内容が加味されている指標です。他とのバランスを考えると、そこだけ「人数」とすることに抵抗があり、園数のままにさせて欲しいというのが担当課の回答です。

会 長:

他にはございませんか。

委 員:

資料1-1、6 ページに「No. 42 担当課に市民協働課を追加」とありますが、下の表の42「様々な相談事業の実施」の内容や担当課の欄には市民協働課が入っていません。こちらに足されるという事ですね。

事務局:

はい。

委 員:

「様々な」という表現が曖昧だと感じます。

事務局:

女性相談、母子相談、子育て相談、DV相談、児童虐待に関する相談、心配事相談業務を「様々な」と表現しています。

委員:

例えば40番では「LGBT等」と具体例がひとつ挙げてあり、「多様な性に…」と具体性を持

たせています。それに対してこちらの内容は、女性相談、母子相談などであり、該当がどの事業か分かりませんが、「様々な」という言葉だけでは何でも相談していいと捉えると思います。

もう1点、データの信頼性の話です。赤字について、いつのデータか記載があった方がいいという前回の意見で、修正して付け足していただきました。資料1-1の2ページ目の評価の所は何も変わっていません、という事でしたが、基本施策II-1の平均点数は3から3.25の赤字に変わっています。こういうミスがなぜ起きたのですか。

事務局：

計算ミスです。すみません。

委員：

事前に質問書をいただき、回答することは非常に分かりやすくいいと思います。質問書に質問を書かれるという事は、この質問が来る内容について説明が不足しているという市民のフィードバックに等しいです。つまり質問書を回答して出しているということは、質問事項についてもっと詳細な説明が欲しいという事です。前回に質問を出しましたが、それが2番の質問です。文言が不適切なものを修正してください、とお願いしたその部分は反映されていると思います。そうではなく、質問箇所について詳細な説明を追加して欲しいという意図を含めて提出したものに對して、それが修正されないのはなぜですか。審議者である我々の指摘事項に對して回答を用意してくるのは必要だと思います。

事務局：

前回の審議会の時にご意見いただいたものは、前回の会議の中で回答しているつもりです。明確にそこを変えなさいという審議会での取りまとめがなされなかったと思われます。いろいろなご意見があり、100%皆さんの思いをプランに盛り込めない中で、どこまで直せるかということもご理解いただけるとありがたいです。

会長：

他にはいかがですか。それでは、この内容でパブリックコメントを実施するという事によろしいですね。ありがとうございました。

(イ) パブリックコメントについて

会長：

続きまして、(2)パブリックコメントについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、(2)パブリックコメントについて、資料2に基づき説明)

会長：

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

委員：

意見が提出された後、市が考えを整理し公表するのはいつですか。

事務局：

確実に決定はしていませんが、次回2月審議会でパブリックコメントの意見と市の回答について皆様からご意見をいただき修正し、市長決裁を取ります。3月中には確定しホームページに上げたいと思います。記載した方がよろしいでしょうか。

委員：

出した後にいつ頃回答があるかは絶対知りたいポイントだと思います。いつ頃公表予定というざっくりとした形でいいので情報として追加して欲しいです。

事務局：

分かりました、追加します。

委員：

どれくらいの意見が集まると想定されていますか。

事務局：

プランによって様々ですが、5人くらいから8件くらいを想定しています。

委員：

その量なら直接回答してもいいのではないのでしょうか。8,000件くらい出るのであれば無理かと思いますが。明確にいつ回答があるか知りたいですし、自分が書いた文章に回答があると、フィードバックして貰えている感じがして嬉しいと思います。書く意欲を沸かせる努力がひとつのポイントなので、検討ください。

事務局：

今後の検討事項とさせていただきます。ありがとうございます。

委員：

パブリックコメントを取る期間はどの内容でも1か月くらいでしょうか。年末年始が入るので、稼働日数ベースなのか、日数ベースなのか教えてください。

事務局：

日数ベースで30日以上と規定を設けているので、最短が30日になります。ゆっくりパブリックコメントについて考えていただける時間が取れるかと思い、年末年始を挟ませていただきました。

委員：

安城市には「安城市市民参加推進条例」というのがあり、そこで決められている内容です。パブリックコメントが出されるのは、通常数人で数件です。私が出す場合はひとりで50～60件出しています。そういう人が何人かはいます。けれども通常は10人もいれば良い方です。これまでのパブリックコメントの件数は総合計画が最大ではないかと思います。

委員：

町内会長は非常に意識の高い方が多く、町内会に関わる問題でもあるので、81人の町内会長がひとり1つでもコメントを出してもらえば面白いでしょう。町内町長全員がこういった事に興味を持って取り組むか分かりませんが、町内会長、各町内会役員に興味を持って貰えるようなアピールをしていただいて、もう少し寄り添っていただくといいと感じます。こういった問題が身近に思えるように、ここだけの問題にせずにもっと広がると良いと思います。

事務局：

ありがとうございます。理事会にこういった提案があったとお話させていただきます。会長には審議会や他の会に出るなど、様々な計画に携わっていただいております。この計画のパブリックコメントをお願いすることが各会長の負担にならないかという不安がありますが、このような計画を策定したのでお気持ちがあるようでしたらコメント願います、と書き添えさせていただこうと考えております。ご提案ありがとうございました。

会長：

このチラシや案内はどこに出るのでしょうか。

事務局：

広報と公式ウェブサイトを考えています。

委員：

成果が出なければ、その施策自体が不要だったということではないですか。

事務局：

こういうPRをすればいいなどのご提案があればお願いします。

委員：

例えば回覧版に案を挟んだり、学校に案の時点で配ってみたいすることは難しいですか。

委員：

パブリックコメントの告知をするなら、どこに置いたらどうい世代の人が見るかを考えると良いと思います。町内会で年配の方に見ていただく、保育園や小学校の学童の受付に置くと働く

子育て世代がついでに見る事ができます。生活サイクルのどこかに入り込んで見せるような場所に置くにはどこが効果的かという視点で考えてはどうでしょうか。若い人の意見も聞く必要があるので、高校もいいかもしれません。教職員の目に触れる所など場所を検討いただいて、どういった事をすれば効果的なアピールができるかを考えていいと思います。

事務局：

回覧は市役所のチラシが多いから減らすようにという指導が市長、副市長から会議のたびに出ます。町内会長の事を心配してのことです。学校からは先生の負担を考えて欲しいという事も言われ、協力して下さった先生も、最後には「できないからやめて欲しい」となったこともあります。パブリックコメントはこの計画だけではなく、他にも「市民協働推進計画」などもございます。この計画だけパブリックコメントの仕方を変えて行えば、なぜそのように行ったのか、という批判も出てきます。皆さんに負担をかけずに行おうと思うとこういう形になります。どうしてもという事なら町内会や学校の先生にも依頼できると思いますが、今はこのような状況です。

委員：

確かに、町内会長も市からの仕事や書類、回覧板の事等あり、パブリックコメントもお願いすると怒り出す町内会長さんも多いと思われませんが、せつかく意見を集めるのに5～8件ではもったいないという気もしますし、それだけを反映するのも市民の意見を集めている事になるか疑問です。男女共同参画プランについて町内会長の関心を持たせるために、連絡協議会の副会長である私が理事会で関心を持ってもらって意見を出してもらえるよう説明します。81人の町内会長に届くまで努力します。

確かに回覧板に用紙を入れるのはいろいろ問題があります。私たちも努力しますので、さらに歩み寄っていただけるように市も努力していただけたら嬉しいです。非常に身近な問題でありながら、文章にし出すと難しくなります。

事務局：

ありがとうございます。

委員：

今日が11月20日ですので、期間的に非常に難しいと思います。ただ、大見委員から提案いただいたように、このテーマは男女共同参画だけではなく市民参加推進評価会議のテーマであり、じっくり取り組まないと進まないでしょう。今提案いただいたことをこのパブリックコメントで試行的に行う形がいいと思います。ひとつの町内会からでもいいでしょう。今できる事はフェイスブック等でPRするくらいしか思いつきませんが、この短期間でできることはチャレンジしてもらおうとして、長期的にパブリックコメントをどうするかについて他の会議で取り上げていただく事が私の提案です。

会長：

ありがとうございました。直接お渡しできる告知チラシはいただけますか。

事務局:

パブリックコメントを行う告知は広報とホームページが主です。啓発するためのチラシのようなものを1枚用意してどこまで配れるか、費用対効果の問題もあるので検討の余地があると思います。チラシの中にホームページや近くの公民館に誘導する等の工夫ができるかとお話を聞く中で感じました。従来のやり方に少しプラスするような形で、考えさせていただきます。ありがとうございます。

委員:

意見の提出用紙は広報に付いていますか。

事務局:

付いていません。お名前、住所、意見内容という必要な用件だけ任意の様式に書いてあれば有効になります。

会長:

専用の用紙があると思っていました。

事務局:

用紙は用意し、ホームページに記入用ひな形を載せます。各閲覧場所にも記入用紙を置きます。ただ、その用紙で無ければ提出できないわけではありません。

委員:

男女共同参画のパブリックコメントですが、子育て等様々な内容が絡んでいます。例えば子育て支援の会議の中で説明することなどはいかがでしょうか。その会議の委員の方々は知識や興味を持たれているでしょうし、男女共同参画に興味がある方もいらっしゃるでしょう。人伝いで、人の輪の中で安城市が考えている事を伝える、安城市は意見を受け止めてくれるのでパブリックコメントを出してみようという雰囲気づくり、皆さんに興味を持ってもらえるような方法を取っていただきたいです。

委員:

提出方法について、例えばファックスを自宅に持っていない方もいらっしゃると思いますし、Eメールだと意見提出用紙をPDFで取り込んで送信しなければいけないのかと考えてしまいます。意見を送りたいくてもそういう事が面倒で躊躇してしまう場合もあるでしょう。

委員:

出しやすいスキームがあった方がいいと思います。出す気がある方はどんな形でも出しますが、そうでない方はホームページから直接入力、送信できる仕組みだといいでしょう。また、広報に提出用紙を付けておいて、切り取って送ると手間がワンクッション無い形になります。手間は無

ければ無い程意見が出しやすいと思います。

事務局:

市川委員の審議会でお話しするという件ですが、限られた時間に重要な議題を審議するため、他の計画のことに時間をいただくことは難しいかと思えます。ただ、チラシの配布などは可能かと思えますので、関連するような審議会でタイミングが合えば、できるか検討させていただきます。

委員:

この前のフォーラムのチラシでも会議の後に配布する、興味のある人に配っておくという意見もいただき、そういった繋がりも出てくるかと思えます。市が行うのが難しいという事であれば、私ができる事であれば一言二言で済むので、ぜひしていきたいと思えます。そういう事も大事だと感じています。

会長:

では、チラシは必要に応じていただけるという事でよろしいですか。例えばここにお見えになる方々がチラシを配るなど協力してくださる場合、市民協働課へ行けばある程度いただけますか。

事務局:

チラシを作成し、必要な方へお渡しできるようにします。

会長:

ありがとうございます。皆さんそれぞれのお立場で周知いただけるようお力添えをお願いします。それでは、よろしいでしょうか。

委員:

意見提出用紙についてはどうなりますか。

事務局:

任意の様式でいいと明確に分かるように文言を改めます。必要事項さえ記入いただければ、メールでベタ打ちでも有効になります。ホームページからダイレクトに入力できることも誘導する形で工夫します。

委員:

学校が難しいようなら図書館などはいかがでしょう。

事務局:

安城市では「アンフォーレ」が図書館ですので、図書館にも置かせていただきます。

会 長:

ではそろそろよろしいでしょうか。ご質問等ある方はいらっしゃいますか。

それでは、皆さんご審議ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。ここからは事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

(3) その他

(ア) 第4次男女共同参画プラン概要版(案)について

事務局:

ありがとうございました。ではその他(1)第4次男女共同参画プラン概要版(案)について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(1)第4次男女共同参画プラン概要版(案)について、資料4に基づき説明〉

(イ) 今後のスケジュールについて

事務局:

では(2)今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(2)今後のスケジュールについて説明〉

事務局:

以上を持ちまして平成29年度第3回安城市男女共同参画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上

3 会議の結論

(1) プラン案について

(ア)「第4次安城市男女共同参画プラン(案)」(以後プラン(案)とする)P36 N o. 37の指標「病児・病後児保育実施園数」を園数ではなく、受け入れ人数に修正することについて

【結論】本指標には、一時・休日・延長の実施園数も含めているため、「病児・病後児保育実施園数」についても、園数とする。

(イ)プラン(案)のP37 N o. 41 「様々な」の具体性について

【結論】取組の「様々な相談事業の実施」の「様々な」は、内容に記載している「女性相談、母子相談、子育て相談、DVや児童虐待に関する相談、心配ごと相談」のことであり、詳細に記載するとわかりづらいため原案どおりとする。

(ウ) プラン(案) P37 No.42 の担当課に市民協働課を追加するのと同様に、指標の担当課に市民協働課を表記することについて

【結論】 指標の担当課にも市民協働課を追加する。

(エ) 前回の審議会において、委員からの質問に対し回答した内容が第4次安城市男女プラン(案)に修正されていないことについて

【結論】 前回の審議会の時に審議会として修正すべきとのご意見いただいたものは、修正している。したがって審議会の総意を得たもののみ修正するものとする。

(2) パブリックコメントの実施内容について

(ア) 出された意見及び市の対応の公表時期の記載について

【結論】 募集する際に、公表時期についても明記することとする。

(イ) 町内会の回覧板や学校への配布について

【結論】 町内会や学校への負担が多いため、回覧板及び学校へのPRはしないこととする。

4 対応検討事項

(ア) パブリックコメント提出者への直接回答について

【対応】 第4次安城市男女共同参画プラン(案)については、試行的に3月中旬の公表の時期に合わせて直接回答する。

(イ) 各町内会長へのパブリックコメントの依頼について

【対応】 12月15日付けで各町内会長へチラシを送付

(ウ) 効果的なPR方法について

【対応】 12月15日付けで下記の団体等へチラシを送付

さらに市公式ウェブサイト、安城市及び市民交流センターのフェイスブックに掲載し、市役所のデジタルサイネージにパブリックコメント期間中(12月20日～1月18日)掲示

(チラシの啓発先)

- ・市内のファミリーフレンドリー企業 (30社)
- ・市内の公立保育園の保育士及び保護者 (23園)
- ・さんかく21・安城の役員及び加盟団体 (19団体)
- ・市民活動センターに登録している市民活動団体のうち男女共同参画について活動をしている団体 (さんかく21・安城の加盟団体を除く) (17団体)
- ・各町内会 (81町内会)

(エ) 子育て支援関連の審議会委員への啓発について

【対応】 子育て支援関係の審議会として「子ども・子育て会議」「子育てネットワーク会議」があるものの、どちらもパブリックコメント終了後の2月開催のため、実施できない。